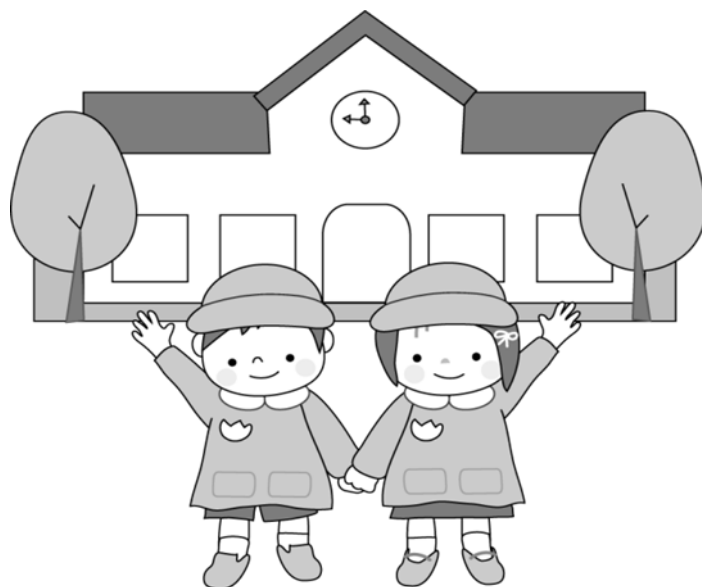


令和 5 年度

支給認定申請・幼児教育施設入所のでびき (1 号認定用)

このでびきには、支給認定申請や幼児教育施設の入所申し込みに関する手続きに必要な書類等について記載しています。内容をよく読んで申し込んでください。



もくじ	ページ
1. 子ども・子育て支援制度について	1
2. 幼児教育施設利用のために	2
3. 入所後の手続きについて	3
4. 幼児教育・保育の無償化について	4
5. 副食費について	7
6. 副食費の免除対象	8
7. 施設等利用給付認定について	8
8. 小城市内の幼児教育施設	9

【問い合わせ先】

小城市教育委員会 保育幼稚園課
保育幼稚園係 TEL 37-6109

1. 子ども・子育て支援制度について

①支給認定とは

教育・保育施設の利用を希望する場合は、小城市から支給認定を受ける必要があります。

支給認定には3種類あり、認定区分によって利用できる施設や申し込み先が異なります。

認定区分	対象年齢	対象世帯	利用できる施設・事業					申込先
			幼稚園	認定 こども園	保育所	小規模 保育施設	事業所内 保育施設	
1号認定	満3歳 ～ 就学前	保育の必要性 (無)	○	○ (注1)	×	×	×	施設
2号認定	満3歳 ～ 就学前	保育の必要性 (有)	×	○	○	(注2)	(注2)	小城市
3号認定	0歳 ～ 満3歳未満	保育の必要性 (有)	×	○	○	○	○	小城市

(注1) 満3歳になった翌月から利用できる施設が、市内には複数園あります。

(注2) 4月1日現在の年齢が2歳の場合、年度途中で満3歳になっても、当年度は小規模保育施設を利用できます。

②教育年齢区分

【令和5年度年齢区分表】

※クラス年齢は4月1日時点の年齢です。

※満3歳児になれば1号認定を受けることができます。

生年月日	年齢区分
平成29年4月2日生まれ ～ 平成30年4月1日生まれ	5歳児
平成30年4月2日生まれ ～ 平成31年4月1日生まれ	4歳児
平成31年4月2日生まれ ～ 令和 2年4月1日生まれ	3歳児
令和 2年4月2日生まれ ～ 令和 3年4月1日生まれ	2歳児

③ならし保育について

入所日から概ね10日程度は、施設での生活に慣れるために「ならし保育」が実施される幼稚園もあります。「ならし保育」とはお子さんが集団生活に慣れていく状況を見ながら、教育時間を徐々に延ばしていくという方法です。

お子さんがスムーズに集団生活になじめるようになるために必要なものとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。



2. 幼児教育施設利用のために（申請から入園まで）

①幼児教育施設入所までの流れ

施設に見学の申し込みを

事前にしてから行ってください。

入所希望の施設を見学

- 事前に施設へ見学を申し込み、お子様と一緒に見学に行く
- 教育の方針や雰囲気などは施設ごとに異なります
- 施設へのルートを確認しておく



希望する施設（幼稚園・認定こども園）に直接利用申し込み、入所の内定を受ける

- 利用申し込みできる施設（幼稚園・認定こども園）は1園です。
- ※同時に複数の施設に利用申し込みすることはできません。
- ※幼児教育施設（1号）と保育施設（2号）を同時に申し込みすることはできません。
- 1号で園と契約した場合は、2号の申請を取り下げさせていただきます。

【注意】

入所調整は施設（幼稚園・認定こども園）が行います。



「支給認定申請書 兼 施設利用申込書」を提出する

- 市内の希望施設から内定を受けた場合は、希望施設に申請書を提出してください。
- 市外の希望施設から内定を受けた場合は、保育幼稚園課に申請書を提出してください。



小城市から「利用者負担額及び利用契約決定通知書」を交付

【注意】

4月入所の場合は、支給認定事務が集中し時間を要するため、内定通知の発送は1月ごろ、決定通知書の発送は3月ごろになります。



入所

入所日から概ね10日程度は、施設での生活に慣れるために「ならし保育」が実施される施設があります。（P1 参照）

②支給認定申請・施設利用申し込みに必要な書類

1. 令和 5 年度 支給認定申請書 兼 施設利用申込書（児童ごと）
2. 児童の保育・健康状況（児童ごと）
3. 支給認定及び施設利用に関する同意書兼 誓約書
4. マイナンバーの届出書
5. 副食費の判定に必要な書類（P5 参照）

③広域保育施設入所について

小城市にお住まいの場合でも、市外の幼稚園（認定こども園）を希望することができます。

申込先は、希望する施設（幼稚園・認定こども園）です。

内定を受けられた後に小城市へ「支給認定申請書 兼 施設利用申込書」をご提出ください。

また、自治体によっては広域保育の受入条件を設けている場合がありますので、ご自身で当該市町村に事前に確認をお願いします。

3. 入所後の手続きについて

①支給認定区分や認定内容の変更、取消等

家庭状況等に変更が生じた場合は、手続きが必要です。速やかに保育幼稚園課に連絡し、必要な手続きを行ってください。

- ・ 子ども・保護者の氏名・住所変更
- ・ 婚姻・離婚による世帯員の増減
- ・ 祖父母との同居・別居等による世帯員の増減

②退所について

ご都合により、退所をする場合には、速やかに退所届の提出が必要です。退所日は原則として、月末となります。



4. 幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月から幼稚園、認定こども園などを利用する 3 歳から 5 歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されました。

①対象となる施設・事業

幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育施設（小規模保育施設、事業所内保育施設）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）

②対象者・利用料

- 保育の無償化の期間は、満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間です。
※幼稚園（認定こども園）の利用料は、入園できる時期に合わせて、満 3 歳から無償化になります。
- 通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
ただし、年収 360 万円未満相当世帯の子どもたちと全ての世帯の第 3 子以降の子どもたちは、副食（おかず・おやつなど）の費用が免除されます。（P8（図 1）参照）
- 多子軽減制度【P8（図 2）参照】は継続して適用します。

③無償化の適用となる種類

全ての 3 歳～ 5 歳児		
	保育の必要性の認定を受けていない子ども [専業主婦(夫)家庭など]	保育の必要性の認定を受けた子ども [共働き、ひとり親で働いている家庭など]
保育園〔2号〕	—	無償
幼稚園〔1号〕	無償	
認定こども園〔1号・2号〕	無償	

④算定に必要な書類について

副食費の免除判定は、市町村民税の「所得割額（住宅借入金等の税額控除前のもの）」を用いて決定します。

下表に該当する場合は、それぞれの資料を必ず提出してください。

（「※」の表示がされている箇所は、マイナンバー届出書に個人番号（マイナンバー）が記載されている場合省略可）

家庭の状況	必要書類
ひとり親家庭の場合	「児童扶養手当証書（写）」（※） 「ひとり親家庭等医療受給資格者証（写）」（※） 「保護者の戸籍謄本」 のいずれかの書類
同居の親族の中に障がい者等がいる場合（※）	「障害者手帳（写）」「療育手帳（写）」など
兄弟が私学助成の幼稚園や特別支援学校の幼稚部等や 児童発達支援等の制度を利用している場合	在学証明書
現在離婚調停中の場合	離婚調停中を証明する公的な書類 （裁判所からの証明または期日呼出状）
令和4年1月1日に小城市に居住していなかった場合（※）	・ 令和4年度市町村民税課税証明書 （所得金額及び課税額の記載のある証明書のみ有効） （令和4年1月1日の住所地で取得）
令和5年1月1日に小城市に居住していなかった場合（※）	・ 令和5年度市町村民税課税証明書 （所得金額及び課税額の記載のある証明書のみ有効） （令和5年1月1日の住所地で取得）

➤ 税情報が確認できない場合（税未申告または転入者が課税資料未提出、税の更正をされた場合）

- ・ 市が定める仮の保育料を適用し、税情報確認後に改めて算定を行います。

納付された保育料の差額は遡って追徴または還付となります。

- ・ 税の更正が行われ場合は、更正が分かった翌月から利用者負担額を算定します。

➤ 婚姻した・祖父母との同居・障がい者手帳所持者との世帯分離の場合

- ・ その事実が発生した翌月からの適用となります。家庭状況変更届を提出してください。

➤ 離婚した（離婚後も同居している場合を除く）・祖父母との別居・障がい者手帳の取得の場合

- ・ 戸籍謄本と家庭状況変更届を提出した翌月からの適用となります。
- ・ 離婚調停中の方は、それを証明する公的な書類（裁判所からの証明や期日呼出状など）をご提出ください。

➤ 祖父母と同居している場合

- ・ 児童の父母ともに市町村民税所得割が非課税かつ、父母の収入がどちらも103万円未満の場合は、世帯分離に関係なく、同居の扶養義務者（祖父母等）の市町村民税等により保育料を算定します。

小城市保育料基準表

● 保育認定（２号・３号認定）

※年齢区分は当年度４月１日での年齢となります。

※主食費・副食費は各園で料金が異なります。詳細は園にお問い合わせください。

※保育認定の保育料は、保育標準時間（１１時間）と保育短時間（８時間）の２つの区分に分かれます。

階層	入所児童の属する世帯の 階層区分	保育料（円/月額）		給食費	
		３歳児未満		３歳児以上	
		標準時間	短時間	主食費	副食費
A	生活保護・里親世帯	〇	〇	有料	無料
B	市町村民税非課税世帯 （母子・父子世帯等）	〇 （〇）	〇 （〇）		
C	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 （母子・父子世帯等）	19,500 （9,000）	19,300 （9,000）		
D1-A	48,600円以上 57,700円未満 （母子・父子世帯等）	25,000 （9,000）	24,600 （9,000）		1子：有料 2子：有料 3子：無料
D1-B	57,700円以上 72,800円未満 （母子・父子世帯等）	25,000 （9,000）	24,600 （9,000）		
D2-A	72,800円以上 77,101円未満 （母子・父子世帯等）	30,000 （9,000）	29,600 （9,000）		
D2-B	77,101円以上 97,000円未満	30,000	29,600		
D3	97,000円以上 133,000円未満	40,000	39,400		
D4	133,000円以上 169,000円未満	44,500	43,800		
D5	169,000円以上 301,000円未満	51,000	50,200		
D6	301,000円以上 397,000円未満	62,000	61,000		
D7	397,000円以上	73,000	71,800		

● 教育認定（１号認定）

階層	入所児童の属する世帯の 階層区分	給食費	
		主食費	副食費
A	生活保護・里親世帯	有料	無料
B	市町村民税非課税世帯 （市町村民税所得割非課税世帯含む） （母子・父子世帯等）		
C	市町村民税所得割課税額 77,101円未満 （母子・父子世帯等）		
D1	77,101円以上 211,201円未満		有料
D2	211,201円以上		

5. 副食費（おかず・おやつ代）について

①副食費の切り替え時期

毎年9月が副食費の免除判定の切り替え時期になります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R4年度の市町村民税に基づく額						R5年度の市町村民税に基づく額					

②副食費（おかず代）の納付について

副食費の免除世帯には、小城市から免除決定通知を発送します。

【市立幼稚園】

副食費は園に納付してください。

【市立認定こども園】

副食費は小城市に納付してください。

1. 納付期限：月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）

2. 納付方法：口座振替払いまたは納付書（毎月中旬に配布予定）払い

《口座振替の手続きについて》

市立認定こども園、保育幼稚園課に備えている「小城市税等口座振替依頼書」に記入し、金融機関に直接ご提出ください。

【私立認定こども園】

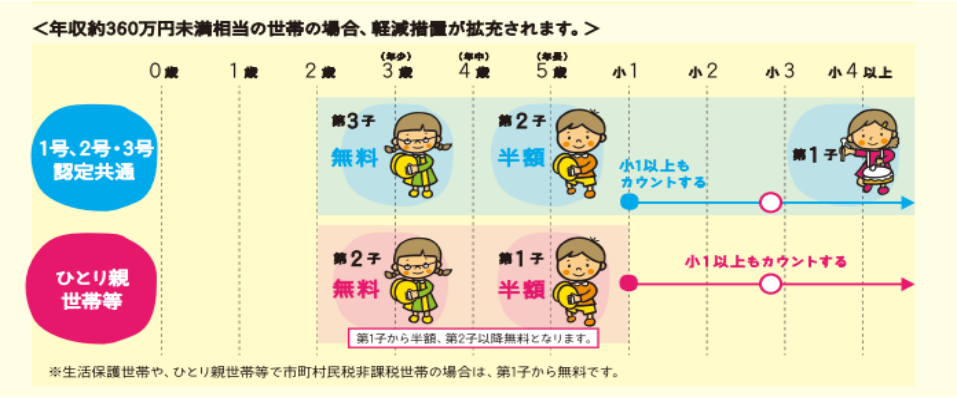
提供されているお昼ご飯の内容や児童数が異なるため、入所している施設によって金額が異なります。

副食費は、入所している施設に納付してください。各施設で納付方法が異なりますので、施設にご確認ください。

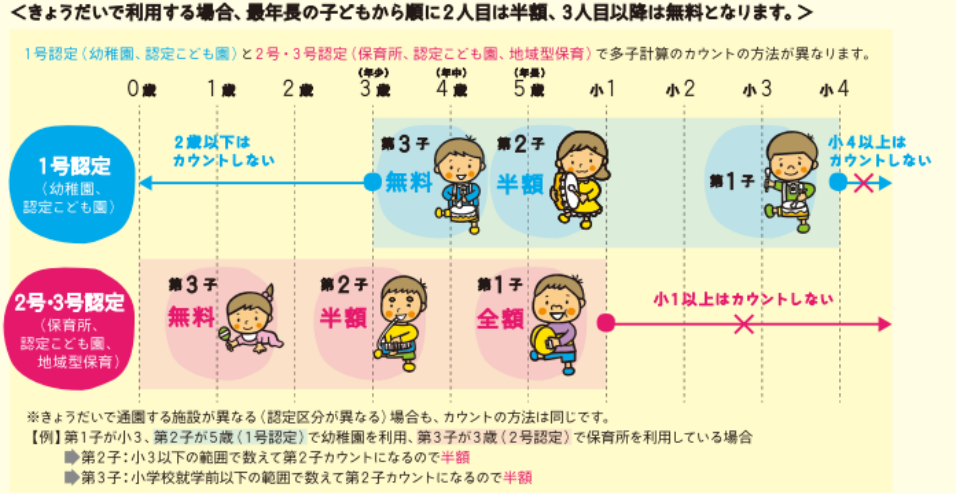
6. 副食費の免除対象

同一世帯において2人以上の子どもが幼児教育施設に入所している場合は、在籍している児童の認定区分で軽減内容が変わります。

(図1)



(図2)



7. 施設等利用給付認定について

施設（幼稚園・認定こども園）の預かり保育を利用する児童で、預かり保育利用料を無償化の対象（返還の対象）とするためには、小城市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

詳しくは「幼児教育・保育の無償化について」の冊子をご確認ください。

【利用時間のイメージ】

利用時間から外れた時間を利用する場合は、預かり保育となります。それぞれの幼児教育施設の標準的な利用時間は各幼児教育施設にお問い合わせください。

【 例 】

	8:00	9:00	14:00	19:00
教育時間	預かり 保育	教育時間利用		預かり 保育

8. 小城市内の幼児教育施設

① 幼稚園

施設名		所在地	電話番号
市立	晴田幼稚園	小城町晴気793番地1	73-3092



② 認定こども園（幼稚園と保育園の機能を兼ね備えた施設）

施設名		所在地	電話番号
市立	認定こども園三日月幼稚園	三日月町三ヶ島88番地1	73-2601
私立	小城ルーテルこども園	小城町170番地2	72-3221
	たちばな保育園	三日月町久米1200番地	73-2782
	おひさまこども園	三日月町堀江465番地12	72-7707
	牛津ルーテルこども園	牛津町牛津664番地	66-0347
	牛津こどもの森	牛津町柿樋瀬324番地4	63-8848
	あしかりこども園	芦刈町三王崎327番地22	66-4836